

## 「介護度改善インセンティブ事業」への参加同意手続について

川西市福祉部介護保険課

川西市介護度改善インセンティブ事業の実施にあたっては、通所介護サービスの利用者が、住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を送ることができるよう、評価対象利用者本人、通所介護事業所及び介護支援専門員が目標を共有して介護度の改善に取り組んでいただくことが重要だと考えられることから、本事業への参加について、評価対象利用者及び評価対象利用者を担当する介護支援専門員の同意を得ていただくこととしています。

評価対象利用者や介護支援専門員に対する同意の手続は、以下の手順で行ってください。

### 1. 評価対象利用者への説明

令和8年4月1日現在で週1回以上かつ1年以上継続して当該事業所のサービスを利用している人（要介護者）に対し、評価対象利用者向け説明書「川西市介護度改善インセンティブ事業について」の内容を説明し、「事業所がADL評価を行い、評価結果を川西市に提出すること」並びに「事業の実施や今後の高齢者施策及び介護保険事業の検討に必要な範囲内で、提出された評価結果や要介護認定、介護保険給付及び国民健康保険給付等の情報を川西市が利用すること」について評価対象利用者の同意を得てください。

なお、「市税及び介護保険料の納付に関する情報」は、表彰候補者が欠格事項（介護保険料又は市税を滞納している場合は表彰を受けることができません。）に該当していないことを確認する場合にのみ利用します。

最後に、ADL評価を2回実施したら記念品が授与されますが、介護支援専門員が実施するアンケートに回答しなかった場合は授与されません。

### 2. 参加同意書への署名

評価対象利用者の同意が得られた場合は、「川西市介護度改善インセンティブ事業」参加同意書に、利用者本人の自署により、「住所」「氏名」「同意した日付」の記入を受けてください。（身体状況により利用者本人の自署が得られない場合は、代筆者が記入し、余白又は裏面に「自署ができない理由」「代筆者の氏名」「代筆者と利用者との関係」を記載してください。）

また、「事業所記入欄」の「説明者」欄に、上記1の説明を行った者の「事業所名」「氏名」「説明日」を記入してください。

### 3. 担当介護支援専門員への説明・同意

参加同意が得られた評価対象利用者を担当する介護支援専門員に対し、評価対象利用者が本事業への参加を目的とするADL評価を受けることについて意見を求め、アンケートを実施することに同意を得てください。同意が得られた場合は、評価対象利用者に係る参加同意書の「事業所記入欄」の「担当介護支援専門員」欄に、担当介護支援専門員の「事業所住所」「事業所名」「氏名」「同意日」を記入してください。

なお、介護支援専門員の同意は、口頭での確認でも差し支えありませんが、後日の確認のため、説明を行った日時や方法、意見聴取の内容を支援経過等に別途記録しておくようにしてください。

また、年度途中で担当が変更となった場合は、評価対象利用者が本事業に参加していること、新しい担当介護支援専門員が別途参加同意書を介護保険課へ提出することを引き継いでください。

### 4. 参加同意書の提出

評価対象利用者全員の参加同意書を取りまとめ、原本を川西市介護保険課に提出してください。

提出に際しては、先に市に提出している「ADL評価結果集計シート」(Excelファイル)の評価対象利用者名簿の番号順(名簿左端の通し番号順)に並べ、参加同意書右上の「No.」欄に、名簿と同じ番号を記入してください。

提出期限は令和8年7月31日(金)です。

### 5. 留意事項

- ① 評価対象利用者の参加同意を得る際には、本人が主体的に介護度の改善に取り組み、自らの希望に沿った生活を送ることができるよう、居宅サービス計画の内容を踏まえ、具体的な目標を設定するために必要な助言を行うとともに、目標を達成するための訓練や支援の内容について十分に説明するようにしてください。
- ② 介護支援専門員の意見を求める際には、評価対象利用者本人の意向や目標とする状態像、目標を達成するための訓練や支援の内容など、介護支援専門員の判断に資する情報をあわせて伝えるようにしてください。
- ③ 介護支援専門員が実施するアンケートについては、令和7年度から実施していますので改めて、よく説明いただきますようよろしくお願いします。

※②、③については、市内の居宅介護支援事業所には、別途、同意手続に関する協力依頼を行っています。